

ミニレター
あぜみち通信

平成19年3月1日
75号

編集・発行：愛知県農業会議

- ◎ **農業委員の綱紀肅正について**(18年11月16日付け18愛農会議第494号)
2月21日衆議院農林水産委員会において再度農業委員の綱紀肅正関係の質問が岡本委員から出されました。

これによると、各農業委員へ綱紀肅正の趣旨が伝わっていないとの質問であります。農業会議において調査したところ農業委員会において会長決裁止まりとか、事務局長決裁止まりになっている農業委員会が見受けられますので、全ての農業委員さんに周知徹底してください。特に岡本議員は9区が地元となっていますので、この方面の農業委員会は特に念入りな対応が必要です。

別紙1及び18年12月1日あぜみち通信を参照してください

- ◎ **東海・近畿ブロック農地問題に関する有識者懇談会**

全国農業会議所が2月2日名古屋市において開催したこの会議では、東海・近畿地区の各県から有識者が参集して懇談しました。

その主な意見を紹介すると、愛知県からは元愛知県稲作経営者会議会長の八木賢治さんが「連坦団地化の制度化」について経営者の目でその大切さを意見として述べられました。

その他の府県は農業委員会会長さんや農業委員会事務局長さんが出席されておりそれぞれの立場から意見を述べられました。岐阜県・京都府・和歌山県の代表者は市町村が大型合併し、農業委員一人あたりの担当エリアが広大なため、農業委員補助員（農政推進委員）を設置したが経費がかかるため国が制度化し助成制度を創設して欲しいとの意見がありました。また、株式会社の農業進出は絶対反対との意見が多く出されました。

- ◎ **会計実地検査行われる**

2月5日～2月9日までの一週間愛知県内において6人の検査官により会計実地検査が行われました。5日には農林水産検査第一課長さんの聞き取りが愛知県担い手育成総合支援協議会に対して実施され、9日には調査官が白壁庁舎まで出向かれまして、担い手協議会に対しての実地検査が行われました。

今のところ問題点や指摘事項はなかったようですが、少し問題意識として、地域協議会にも実地検査が行われた市町村があり、その際何もやっていないことが判明しており、今後近いうちに実地検査が実施される可能性があるため、何らかのアクションを起こす必要があるものと思われます。

◎ 全国農業新聞重点普及農業委員会会長・事務局長会議

平成18年度に重点普及をお願いした農業委員会の会長さんと事務局長さんにお礼の意味も含めてこの会議を碧南市において2月28日開催しました。

碧南市は2年継続して重点普及農業委員会として全国農業新聞の普及拡大にご尽力いただきました。当日は長島市長さんもお出席いただき参集された農業委員会会長さん達と親しく懇談されました。

この日は中部電力碧南火力発電所及びあおいパークの活動状況を視察したあと、会議では全国農業会議所谷脇本部長より情勢報告があり、愛知県における新たな普及活動について検討しました。

◎ 常任会議員会議（2月）の審議状況

2月16日開催された常任会議員会議では、知事諮問案件として農地法第4条に基づく転用事案31件17,528平方メートル、第5条に基づく転用事案243件238,763平方メートルが審議され、いずれも原案どおり許可することを相当と認め、答申しました。

この常任会議では、全国農業新聞の2月9日と2月16日号を使って、日本の食料輸入の現状と食料安全保障についてと食料残渣でエコフィールドの内容を中心に解説しました。

農業会議事務局では毎月の常任会議員会議において「全国農業新聞」を中心に農政解説を行っています。

貴委員会においても、是非あなたが解説をしてあげてください、良い勉強になると思います。

◎ 全国農業新聞総局長会議

2月8日東京都内で開催されたこの会議では全国農業新聞の減部が続く危機的な状況にあるとの説明がされました。20万部が損益分岐点と言われていますが現在は17万部を下回る状況にあります。はっきり申し上げまして全国農業会議所職員の7割が全国農業新聞と全国農業図書に利益にて雇用されている状況にあります。

農林水産予算の折衝や各省庁との連絡調整等国の段階にあって重要な働きをしていることはご存じのことと思いますが、この会議所の活動を支えることが農業委員会系統組織の力として評価されるわけですから、頑張って購読者の拡大に今以上のご努力をお願いします。

◎ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案

今の通常国会で成立を凶ろうとしている農林水産関係の法案がこの長い法律案です、この法案は「人生二毛作」を裏打ちするため、主として団塊世代が田舎に暮らせるために措置するものと思われます。

従いまして農地法を所管いたします農業委員会の農業委員会法改正や、農地法の第3条・第4条・第5条の改正を伴っています。

この法案は政府与党で今検討が進められていますが、この先閣議決定を受けて今の国会に提出されることとなります。農業会議では新しい情勢になりましたら速やかに資料を提供させていただきます、現在は別紙のとおりです。

◎ **愛知県農業委員会事務研究会理事会及び職員研修会開催**

2月14日名古屋市内において開催されたこの理事会では、今年度の収支見込みと来年度の予算の骨子について協議いただきそれぞれ了承いただきました。

来年度最大の催し物として「**中日本ブロック農業委員会職員現地研究会**」が愛知県において開催されることとなりました。

すでに会場としてグリーンホテル三ヶ根を仮予約しましたが、開催県としてある程度の職員の方達に出席をお願いする必要がありますので、できれば宿泊で、予算上無理であれば日帰りで、1委員会2名程度の出席を是非お願いしたいと思いますので、予算措置を早急にお願いします。(この件に関しましては、平成18年8月31日付け18事務研第18号にてすでに依頼済みです。)

◎ **愛知県農山漁村男女共同参画推進大会**

2月15日名古屋市東区のウイルあいちにおいて開催されたこの大会は250人を超す出席者で会場は満席になりました。

農業会議ではこの大会の開催趣旨に賛同し県内の全農業委員会へ参加を呼びかけました。その結果農業委員会長さん始めおおぜいの農業委員さんの出席をいただきまして誠にありがとうございました。

大会セレモニーでは小出農林水産部長さんの主催者挨拶、東海農政局長さん、農業会議事務局長の祝辞があり、続いて静岡県袋井市の農業委員であり農業経営士の名倉光子氏が自家経営のメロン販売を題材とした「女性農業者だからできること」と題して講演されました。

会場の女性農業者は大きくなずきながら熱心に聞き入っていました。特に印象的であったのが「男のロマン、女の不満」でした。男女共同参画のロマンが必要ではないかと感じました。

その後女性4団体の活動事例報告があり、大変有意義な大会となりました。

◎ **豊橋市認定農業者連絡会総会及び認定証授与式並びに講演会の開催**

2月19日豊橋市役所内講堂にて早川豊橋市長さんの出席を得て約100人の認定農業者の参加を得て開催されました。

総会では議案審議が滞りなく終了し、その後役員改選があり組織の創立以来4年間会長を務められた富田義弘氏が勇退し、中村進氏が新会長に選出され、副会長には新たに福井直子氏が加わりました。富田会長さんには創立以来大変ご苦労さまでした。新しい執行部の皆様にはこの連絡会の舵取りをよろしくお願いします。議事の終了後早川市長さんの来賓祝辞があり総会は無事終了しました。

認定証の授与式には50人の新たに認定された農業者が出席し、早川市長からひとり一人に激励の言葉と共に手渡されました。

続いて、講演会に先立って農業会議の麻生技師から、農業者年金への加入推進を図るため、この年金制度の内容についてわかりやすく説明がされました。

講演会は、豊橋飼料株式会社代表取締役社長石黒達士氏が「地元農家と共に生き残るため、企業としてできること」と題して講演され、認定農業者の方達は真剣に

聞き入っていました。終了後質問もあり有意義な講演会となりました。

この日は豊橋市長さんが総会の始まりから認定書授与式終了までの長時間にわたり認定農業者と同席いただき、しかもひとり一人に認定証を手渡されたところに意義があると思いました。これからの地域農業の担い手である認定農業者に地元の市町村長さんが思い入れを持っていただくことが重要だと感じました。

◎ 平成18年度第2回愛知県経営構造対策推進協議会

2月20日白壁庁舎において開催されたこの会議では、今年度の推進事業の報告と来年度の新規事業への取り組み等が協議されました。

農業会議が事務局を持っているこの協議会は、昭和37年に始まった第1次農業構造改善事業当時からハード事業に関するコンサルティング事業から今日のマネジメント事業まで連綿と受け継がれてきています。

平成18年度は愛知県内の24の対象組織に対して経営確立指導を実施し10人のコンダクターが合議し意見を取りまとめ、それぞれの対象組織に改善方策を示してきました。こうした活動が当日報告され了承されました。

なお、平成19年度の新規地区は田原市の田原・赤羽根地区の一カ所のみであり、経営構造対策事業実施地区の掘り起こしも大切な事業として取り組んでいかなければならないと痛感しました。

◎ 認定農業者の状況

愛知県は平成18年12月末日の認定農業者の認定状況を発表しました、これによると現在の認定農業者の数は3,699経営体となっており、露地野菜や施設野菜の支援対策が始まれば認定農業者数は増加すると期待されます。

18年で増加数の多い順に挙げると、田原市95 豊橋市65 豊田市33 弥富市32 岡崎市25 西尾市17 がベスト6となっており、この6市はいずれも農業会議の常任会議員の地元との結果となっている。

これは偶然なのか必然なのか定かではありませんが、これらの農業委員会では一般的に活動が活発であることも事実であり、今後のさらなる飛躍を期待します。

◎ 農地基本台帳及び農地地図情報システム活用検討会

2月27日開催した、県内の優良事例を農業委員会職員が勉強する機会をつくったこの検討会では、「市町村合併に伴うクライアントサーバー型ネットワークシステム(WAN)構築への取り組みについて」を新城市農業委員会の原田栄司さんから報告をもらいました。

「農地基本台帳の適正管理の推進と運用・管理に関する要綱及び規程等の整備に向けた取り組みについて」を豊橋市農業委員会の中井一之さんと鈴木孝昌さんから報告いただきました。

続いて「農地地図情報を積極的に活用した農業委員会活動について」を吉良町農業委員会手嶋雅美さんから報告をいただきました。

この3事例とも今の農業委員会業務に密着した取り組みでありこの後事例報告をふまえて活発な全体討議が実施されました。

なお、全体討議にはそれぞれのメーカーも参加し補完的な指導をされました。

◎ 地域担い手育成総合支援協議会担当者会議

2月22日開催したこの会議では、平成18年度の県協議会事業の推進状況を県協議会の企画指導員から報告し、19年度予算について細部にわたり東海農政局の4人の係官から説明を受け、出席した市町村職員・JA職員・県農林水産事務所職員等から次々と質問が出され、来年度から本格的に実施される担い手経営安定政策への関心の高まりを垣間見た思いがします。

ここで当日の意見を聞いていて、少し気になるのは、各地域協議会が本当に機能しているのかということです。担い手の確保育成のために、地域が一丸となって各種施策を進めるねらいで、この協議会が設置されているので、このところを構成機関団体のトップは再確認して、担い手の確保育成にあたっていただきたいと思います。

当日は午後5時30分過ぎまで熱心に質疑応答が続きました、この熱意が地域農業を先導することを心から期待しています。

◎ 愛花協だより（知事お祝いメッセージ、会長色紙贈呈）

春日井市 小澤暢明さん・陽子さん 2月11日 挙式

安城市 深津英二さん・美帆さん 2月17日 挙式

田原市 佐藤雅さん・仁美さん 2月17日 挙式

岡崎市 高橋喜巨さん・真理子さん 2月24日 挙式

豊橋市 大竹浩史さん・那奈さん 2月24日 挙式

安城市 鶴田晃康さん・葵さん 2月25日 挙式
ご結婚おめでとうございます、一層のご活躍とご多幸を祈ります。

◎ 今後の主な行事予定

- 3月 2日（金）愛花協幹事会（白壁庁舎）
- 3月 5日（月）認定農業者交流会（ルーセントタワー）
- 3月 7日（水）農業委員会活動検討会（白壁庁舎）
- 3月 8日（木）農業会議賛助団体会議（白壁庁舎）
- 3月 8日（木）女性農業委員シンポジウム（東京）
- 3月12日（月）東海ブロック農業会議事務局長会議（浜松市）
- 3月14日（水）愛知県担い手育成総合支援協議会幹事会（白壁庁舎）
- 3月15日（木）常任会議員会議（白壁庁舎）
- 3月15日（木）愛知県担い手育成総合支援協議会総会（白壁庁舎）
- 3月20日（火）愛知県農林公社理事会（白壁庁舎）
- 3月22日（木）愛知県開発審査会（県議会議事堂）
- 3月26日（月）愛知県農業会議総会（愛知県水産会館）
- 3月27日（火）愛知県農林公社総会（KKRホテル名古屋）

2/21 (水) 衆・農水委

岡本充功君 (民主) 質問関係メモ (農業委員関係)

岡本委員：前回の国会で農業委員の風評についてきちんと指導して欲しい旨指摘し、局長が全国の会議で指導したとのことであるが、市町村までは十分な指導がされていないケースもあるやに聞いている。その後の指導状況をどう確認したかお尋ねしたい。

経営局長：農業委員は特別職の公務員であり、金品授受は収賄罪に当たる場合もあり、当たらずとも国民の誤解を招くもの。このため、御指摘を受け、全国農業会議所を通じ、全国の都道府県農業会議及び各農業委員会に周知。これに加え、地域によっては農業会議発行のミニレターや研修会での周知も図っているところもあり、各農業委員会にも周知が図られたところ。

岡本委員：私の見聞きしたところではそうではない。おそらくご存じかと思う。改めてきちんと指導して欲しい。

(以上)

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（附則第四条関係）

改正案	現行
<p>(所定事務)</p> <p>第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。</p> <p>一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は新設林（以下「農地等」という。）の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業従事者養成化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための高度産業の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）及び農山村の活性化のための定住誘及ひ地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第 号）によりその権限に属させた事項</p> <p>二・三 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(所定事務)</p> <p>第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。</p> <p>一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は新設林（以下「農地等」という。）の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業従事者養成化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための高度産業の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）によりその権限に属させた事項</p> <p>二・三 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（附則第五条関係）

改正案	現行
<p>(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)</p> <p>第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、賃権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>一 四の五 (略)</p> <p>四の六 農山村の活性化のための定住誘及ひ地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第 号）第八條第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところにより四の五第五条第七項の権利が設定され、又は移転される場合</p> <p>五 十 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(農地の転用の制限)</p> <p>第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヶタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第五十二号）その他の地域の開発又は整備に関する</p>	<p>(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)</p> <p>第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、賃権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>一 四の五 (略)</p> <p>五 十 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(農地の転用の制限)</p> <p>第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヶタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第五十二号）その他の地域の開発又は整備に関する</p>

するお茶で取合せ定めるもの（以下「地域譲渡法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものとする場合に取合せ定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三三 (註)

三〇四 農地以外の農地化のための買収等及び農地買収法の適用に四十九の条に規定する農地以外の農地に関する各号は、この条に規定する農地以外の農地に関する各号に準じて適用される。

四ノ六 (註)

二〇四 (註)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移転の制限)

第五條 農地を農地以外のものとするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項において同じ。）とするため、これらの土地について第三條第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合は、取合せ定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が四一の事業の目的に供するたけ四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域譲渡法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で取合せ定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三三 (註)

一〇四 農地又は採草放牧地を農地以外の農地化のための買収等及び農地買収法の適用に四十九の条に規定する農地以外の農地に関する各号は、この条に規定する農地以外の農地に関する各号に準じて適用される。

二〇四 (註)

二〇三 (註)

するお茶で取合せ定めるもの（以下「地域譲渡法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものとする場合に取合せ定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三三 (註)

三〇四 農地以外の農地化のための買収等及び農地買収法の適用に四十九の条に規定する農地以外の農地に関する各号は、この条に規定する農地以外の農地に関する各号に準じて適用される。

四ノ六 (註)

二〇四 (註)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移転の制限)

第五條 農地を農地以外のものとするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項において同じ。）とするため、これらの土地について第三條第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合は、取合せ定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が四一の事業の目的に供するたけ四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域譲渡法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で取合せ定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三三 (註)

一〇四 農地又は採草放牧地を農地以外の農地化のための買収等及び農地買収法の適用に四十九の条に規定する農地以外の農地に関する各号は、この条に規定する農地以外の農地に関する各号に準じて適用される。

二〇四 (註)

二〇三 (註)